

「沖縄本島中南部都市圏総合交通戦略策定調査業務（R8）」 に係る企画提案書の公募について

次のとおり企画提案書を募集するので、公告する。

令和8年7月27日
沖縄県知事 玉城 康裕

1. 業務概要

(1) 業務名：沖縄本島中南部都市圏総合交通戦略策定調査業務（R8）

(2) 業務目的：

沖縄県では、本島中南部都市圏（以下「本都市圏」という。）において、これまで3回のパーソントリップ調査（以下「PT調査」という。）を実施し、時代に応じた都市交通施策を推進してきた。

一方、鉄軌道のような利便性の高い公共交通機関がないことで、極めて高い自動車依存型社会が形成されたことにより、依然として交通渋滞が慢性化していることに鑑み、第4回目となるPT調査を令和4年度から実施し、令和8年5月に沖縄本島中南部都市圏都市交通マスタープラン（以下「都市交通MP」という。）を策定した。

令和8年度は、都市交通MPの基本方針である「交通から変える！沖縄のまちと暮らし」の実現に向け、都市・道路・交通の分野が戦略的に連携し、本都市圏を包括した総合交通戦略の具体化に向けた施策等を検討するものである。

(3) 業務内容：

「沖縄本島中南部都市圏総合交通戦略策定調査業務（R8）仕様書」のとおり

(4) 履行期間：契約締結日から令和9年3月31日まで

(5) 予算額：25,949,000円（消費税[10%]税込み）の範囲内

(6) 本業務は、受注者を特定する場合において、一定の条件を満たすものを公募により選定し、当該業務にかかる実施方針、実施体制等に対する提案書（以下、「企画提案書」という。）の提出を求め、企画提案書の内容が業務の履行に最も適したものを受注者とする公募型プロポーザル方式の業務である。

詳細は、下に添付している「沖縄本島中南部都市圏総合交通戦略策定調査業務（R8）に関する公募型プロポーザル実施要領」及び「沖縄本島中南部都市圏総合交通戦略策定調査業務（R8）仕様書」等をご覧ください。

なお、本事業の公募内容に関する説明会は特に設けておりません。

【参加事業者の応募要件】

次に挙げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 沖縄本島内の公共交通の現状及び公共交通計画全般に精通しており、下記に示される同種業務又は類似業務について、平成28年度以降から公告日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）において、企業単体もしくは共同企業体の代表構成員として、実施した業務1件以上の実績を有さなければならない。

同種業務：パーソントリップ調査に基づく、都市交通マスタープラン策定業務又は総合交通戦略策定業務

類似業務：都市交通に関する計画策定業務

※都市交通に関する計画策定業務とは、都市交通計画（道路計画、都市計画道路、総合交通戦略）、公共交通計画（地下鉄、新交通システム、LRT、バス、地域公共交通）、交通結節点計画（駅前広場、バスターミナル）、TDM施策（パーク＆ライド、時差出勤）、道路整備プログラムを策定する業務を指す。

(同種業務、類似業務とも日本国内における国・都道府県・政令指定都市・市町村その他の公共事業を実施する機関の実績とする。)

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(注) 地方自治法施行令第167条の4

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 沖縄県暴力団排除条例(平成23年条例第35号)第6条に基づき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条の規定に該当しないこと。
- (5) 県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (6) 加入義務のある社会保険(労働保険、健康保険及び厚生年金保険)に加入し、保険料の滞納がないこと。
- (7) 労働関連法令を遵守していること。
- (8) 配置予定技術者については、下記いずれかの資格を有する管理技術者及び担当技術者を配置(担当技術者は少なくとも1名配置)すること。
- ・技術士(総合技術監理部門:建設(道路又は都市及び地方計画))の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
 - ・技術士(建設部門(道路又は都市及び地方計画))で平成12年度以前に試験に合格し、技術士法による登録を行っている者。
 - ・技術士(建設部門(道路又は都市及び地方計画))で平成13年度以降に試験に合格し、技術士法による登録を行っている場合には、7年以上の実務経験を有し、かつ本業務に該当する部門(技術士制度における技術部門で建設部門(道路又は都市及び地方計画))に4年以上従事している者。
 - ・RCCM(道路又は都市計画及び地方計画部門)の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。
- (9) 照査技術者については、(8)管理技術者に要する資格保有と同じ。
- (10) 管理技術者は、沖縄本島内の公共交通の現状及び公共交通計画全般に精通しており、下記に示される同種業務又は類似業務について、平成28年度以降から公告日までに完了した業務(再委託による業務及び照査技術者として従事した実績は含まない。)において、実施した業務1件以上の実績を有さなければならない。

同種業務: パーソントリップ調査に基づく都市交通マスタープラン策定業務又は総合交通戦略策定業務

類似業務: 都市交通に関する計画策定業務

※都市交通に関する計画策定業務とは、都市交通計画(道路計画、都市計画道路、総合交通戦略)、公共交通計画(地下鉄、新交通システム、LRT、バス、地域公共交通)、交通結節点計画(駅前広場、バスターミナル)、TDM施策(パーク&ライド、時差出勤)、道路整備プログラムを策定する業務を指す。

(同種業務、類似業務とも日本国内における国・都道府県・政令指定都市・市町村その他の公共事業を実施する機関の実績とする。)

- (11) 照査技術者は、(10)の管理技術者の業務実績に関する要件と同じ。但し、職務上従事した立場は照査技術者も認める。
- (12) 応募は共同企業体でも可とするが、この場合は代表する事業者が応募を行い、代表する事業者は上記全て、その他構成員は上記(2)～(7)の要件を満たすこと。

2. 書類等の提出場所及び問い合わせ先等

(1) 書類等の提出場所及び問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁7階

沖縄県 企画部 交通戦略推進課 次世代交通計画推進班（担当：上原、西里）

電 話：098-894-2616

メール：uehataka@pref.okinawa.lg.jp

(2) 質問書、企画提案書の提出場所及び提出方法

質 問 書：2（1）のメールアドレスに送付（必ず担当者に受信確認すること）

企画提案書：2（1）の場所に持参又は郵送（到着確認可能な手段に限る）により提出

3. その他

(1) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。

(2) 期限までに提出のあった企画提案書について、後日、沖縄県から照会を行う場合がある。

(3) 提出書類等の作成・提出等応募のために要する費用は、応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。

(4) 提出された企画提案書等については公表しない。

(5) 審査内容及び審査経過については公表しない。

(6) その他スケジュール、様式等は実施要領による。

(7) 実施要領に適合しない応募は無効とする。

(8) 土木設計業務等積算基準による積算とする。